平成２３年（フ）第１３２７号
京都市左京区一乗寺染殿町３番地　一乗寺コーポラス105
債務者　定池　花恋
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２８号
京都市左京区一乗寺染殿町３番地　一乗寺コーポラス105
債務者　定池　璃音
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８６号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地２棟920号
債務者　山口　治美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１９号
京都市右京区西院日照町52番地１　サンハイツ23号
債務者　髙田めぐみ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２２号
京都府長岡京市長岡３丁目19番38号
債務者　西川　俊治
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２５号
京都市中京区壬生東土居ノ内町32番地１　ＭＩＢＵＬ30―203号
債務者　丹羽　一也
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
広島県三原市明神３丁目12番５―502号
債務者　三阪　幸治
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
広島県三原市南方３丁目11番25号
債務者　森安　大輔
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳407番地
債務者　日掛　　定
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第７８号
福岡県直方市大字下境2532番地
債務者　高野　正勝
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８１号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3214番地３、住民票上の住所福岡県宗像市石丸３丁目６番18―328号
債務者　藤川　　剛
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８２号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3214番地３
債務者　藤川　徳子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８３号
福岡県直方市須崎町９番７号
債務者　山中福美子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２７７号
福岡県久留米市国分町1302番地　国分ビル201号
債務者　佐藤　武寿
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２８８号
福岡県三井郡大刀洗町大字甲条2028番地８
債務者　井手みさ子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７２号
福岡市東区箱崎２丁目40番19―103号
債務者　柿山　晃一
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
福岡県大川市大字道海島346番地１　道海島団地９―202号
債務者　古賀　洋介
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係